

スペシャルトピック①

# 副業・兼業、フリーランスのルール整備を提言

## ——経済財政運営と改革の基本方針2020、成長戦略実行計画

政府は7月17日、「経済財政諮問会議」と「未来投資会議」を合同で開催し、「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）」と「成長戦略実行計画」をとりまとめ、同日の持ち回り臨時閣議で決定した。

今回の「骨太の方針」の副題は、新型コロナウイルス感染症や頻発化する豪雨災害等のなかで、「新たな日常」を実現するため、「危機克服、そして新しい未来へ」としている。具体的には、行政のデジタル化に対する集中投資や、副業・兼業、フリーランスの環境整備、テレワークの定着・加速を図るための新たなKPI(数値目標)の策定などを盛り込んでいる。

併せて閣議決定された「成長戦略実行計画」では、新しい働き方を定着させるため、副業・兼業やフリーランスの環境整備について提言した（「副業・兼業の促進に関するガイドライン」については、本号P29～31を参照）。

### 骨太の方針2020

今回の「骨太の方針」では、感染症の蔓延により発出された4・5月の緊急事態宣言を踏まえ、今後の先行きについて、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻ることがないことから、「経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく」としている。

そして、「感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを後戻りさせず社会変革の契機と捉え、少子高齢化や付加価値生産性の低さ、東京一極集中などの積年の課題を解決するとともに、通常であれば10年掛かる変革を、将来を先取りする形で一気に進め、『新たな日常』を実現する」とした。具体的には、以下の五つの柱の主な施策項目を提言している。

- ①「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）
- ②「新たな日常」が実現される地方創生
- ③「人」・イノベーションへの投資の強化
- ④「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現
- ⑤新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

「骨太の方針」では、「新たな日常」の早期の実現に向けて、五つの施策項目について、ポストコロナ時代を見据え、年内に実行計画を策定する、としている。以下、労働分野に関係する施策について紹介する。

### デジタル化に集中投資

感染症の拡大により、これまでの取組の遅れや新たな動きが浮き彫りとなった。具体的には、感染症対応策の実施を通じて、受給申請手続・支給作

業の一部で遅れや混乱が生じるなど、特に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが明らかになった。

これを踏まえ、「骨太の方針」では、『新たな日常』構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備」を掲げ、デジタル・ガバメントの構築を、「早急に対応が求められる、言わば一丁目一番地の最優先政策課題」と位置付けている。今後1年を集中改革期間として、改革を強化・加速するとともに、関係府省庁の政策の実施状況、社会への実装状況を進捗管理するとしている。

具体的には、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、内閣官房に新たな司令塔機能を構築する。マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤のあり方、来年度予算・政策等への反映を含め、抜本的な改善を図るための工程を具体化する。

全ての行政手続を対象に見直し、原則として書面・押印・対面を不要とする完全デジタル化などに取り組む。押印についての法的な考え方の整理を通じて、民間の商慣行等も含め、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁がオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上にも取り組む。

### 副業・兼業、フリーランスの環境整備

「骨太の方針」では、感染症への対

応として広まったテレワーク等がもたらした、「新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの取組の流れを後戻りさせることなく最大限活かし、従業員のやりがいを高めるためのフェーズⅡの働き方改革（メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換、より効率的で成果が的確に評価されるような働き方への変更）に向けて取組を加速させる」ことを提言している。

具体的には、労働時間の管理方法のルール整備を通じた兼業・副業の促進など複線的な働き方や、育児や介護など一人ひとりの事情に応じた、多様で柔軟な働き方を労働者が自由に選択できるような環境を整備する。

テレワークの定着を加速するため、新たなKPIも策定する。中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築など各種支援策も推進する。

事業場外みなし労働時間制度の適用要件に関する通知内容の明確化や関係ガイドラインの見直しなど、実態を踏まえた就業ルールの整備に取り組む。

また、裁量労働制について、「労働者が職務の範囲内で裁量的・自律的に業務を遂行でき、企業側においても、これらの働き方に即した、成果型の弾力的な労働時間管理や処遇ができるよう、裁量労働制について実態を調査したうえで、制度のあり方について検討も行う」としている。

さらに、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、保護ルールの整備を行う、とした。

### 最低賃金引き上げ堅持 「雇用を守ることも最優先

その他、「『新たな日常』を支える包摂的な社会の実現」では、所得向上策

の推進、格差拡大の防止として、就職氷河期世代への支援や最低賃金の引き上げも盛り込んだ。

就職氷河期支援では、昨年取りまとめた「就職氷河期世代支援プログラム」などにより、3年間の集中的な取組がなされているが、「骨太の方針」では、正規雇用者を30万人増やすとの目標を堅持し、引き続き着実に支援に取り組む、とした。

最低賃金の引き上げについても、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとの方針を堅持。その一方で、今年の最低賃金については、「感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」としている。

### 成長戦略実行計画

#### 副業・兼業の環境整備

兼業・副業、フリーランスなどの多様な働き方に注目が集まっているものの、実際に兼業・副業がある者の数は横ばい傾向にある。

この背景には、労働法制上、兼業・副業について、兼業・副業先と労働時間を通算して管理することとなり、「兼業・副業先での労働時間の管理・把握が困難」なことから、兼業を認めることに対する企業側の慎重姿勢がある。

このため、「実行計画」では、企業が兼業・副業を認めやすいように、企業の労務管理責任の範囲・あり方についてのルール整備を提言。労働時間の管理方法について、①労働者の自己申告制②簡便な労働時間管理——によってルール整備を図るとした。

兼業・副業の開始および兼業・副業先での労働時間の把握については、新たに労働者からの自己申告制を設け、その手続および様式を定める。その際、申告漏れや虚偽申告の場合には、兼業先での超過労働によって上限時間を超過したとしても、本業の企業は責任を問われないこととしている。

簡便な労働時間管理については、本業の企業（A社）が兼業（B社）を認める際、以下①、②の条件を付すことで管理が容易にできるとしている。

- ①兼業を希望する労働者について、A社における所定の労働時間を前提に、通算して法定労働時間、または、上限規制の範囲内となるよう、B社での労働時間を設定すること。
- ②上記の場合、A社において所定の労働時間を超えて労働させる必要がある場合には、あらかじめ労働者に連絡することにより、労働者を通じて、必要に応じて（規制の範囲内に収まるよう）、B社での労働時間を短縮させることができるものとする。

なお、「実行計画」では、B社の労働時間の短縮について、労働者から虚偽申告があった場合には、上限規制違反についてA社が責任を問われることはないこととした。

これらの条件により、A社が兼業先（B社）の影響を受けない形で、従来どおりの労働時間管理で足りることとなる。また、A社については、従来どおり、自社における所定外労働時間についてのみ割増賃金を支払えばよいこととなるとしている。

#### フリーランスの環境整備

一方、フリーランスについては、「全世代型社会保障検討会議（2020年6月25日中間報告）」において、政策の方向性について結論が得られている。

「実行計画」では、これにもとづき、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、ガイドラインの策定などの保護ルールの整備を行うことを提言した。

現行法では、フリーランスに適用される法律関係は、独占禁止法と下請代金支払遅延等防止法がある。

独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。

一方、下請代金支払遅延等防止法は、取引の発注者が資本金1,000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される。

また、これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用される。

「実行計画」では、フリーランスとの取引について、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法の適用に関する考え方を整理し、ガイドライン等により明確にする必要があるとしている。法令の適用関係を明らかにし、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始するとしている（連名のガイドラインの検討内容は表参

表 フリーランスのガイドラインの方向性

(契約書面の交付) フリーランスと取引を行う事業者が、フリーランスに対し、契約書面を交付しない又は記載が不十分な契約書面を交付することは、独占禁止法(優越的地位の濫用)上不適切であることを明確化する。 なお、下請代金支払遅延等防止法の書面の交付に当たっては、受け手側が事前に承諾し保存する前提であれば現在オンラインでの交付も認められており、オンラインでの契約書面向けのひな形を示す。
(発注事業者による取引条件の一方的変更、支払遅延・減額) フリーランスと取引を行う事業者が、フリーランスに対し、不当に取引条件の一方的変更や報酬の支払遅延・減額を行うことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たることや下請代金支払遅延等防止法の禁止行為に当たすることを明確化する。
(仲介事業者との取引に対する独占禁止法の適用) フリーランスの仲介事業者が取引条件の一方的変更を行う場合もあることから、仲介事業者とフリーランスの取引についても独占禁止法が適用されることを明確化する。
(現行法上「雇用」に該当する場合) フリーランスとして業務を行っていても、(a)実質的に発注事業者の指揮監督下で仕事に従事しているか、(b)報酬の労務対償性があるか、(c)機械、器具の負担関係や報酬の額の観点から見て事業者性がないか、(d)専属性があるか、などを総合的に勘案して、現行法上「雇用」に該当する場合には、契約形態にかかわらず、独占禁止法等に加え、労働関係法令が適用されることを明確化する。

※成長戦略実行計画から編集部作成。

照)。

### 立法的対応も検討

取引の発注者が1,000万円超の法人事業者を対象とする下請代金支払遅延等防止法では、取引条件を明記した書面の交付が法上で義務付けられている。これを踏まえ、実行計画では、資本金1,000万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図るうえで必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討を行うことを盛り込んでいる。

また、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、中小企業庁の取引調査員(下請Gメン)や公正取引委員会の職員の増員の検討を行うなど、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行も強化するとしている。

さらに、ガイドラインの内容を下請振興法に基づく振興基準にも反映したうえで、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化するとした。

### 特別加入制度の対象拡大も検討

「実行計画」では、フリーランスと

して働く人の保護のため、労働者災害補償保険のさらなる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等についても検討するとしている。特別加入制度とは、労働者以外の者のうち、業務の実態、災害の発生状況等から見て、労働者に準じて労働者災害補償保険により保護することがふさわしい者に、一定の要件の下に同保険に特別加入することを認めている制度のこと。

また、「実行計画」では、フリーランスとして働く人も加入できる共済制度(小規模企業共済等)のさらなる活用促進を図ることや、フリーランスとして働く人のリモートワーク環境の整備を支援することも盛り込んでいる。

### テレワークの推進支援

その他、「実行計画」では、テレワークの推進について、テレワークの場合の労務管理の方法の明確化を図ることも盛り込んでいる。また、中小企業によるテレワークのための通信機器の導入・支援の強化やサイバーセキュリティ対策も支援するとしている。

(調査部)